

小規模多機能型居宅介護ひまわり 利用料金

月ごとの定額料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が多くても少なくても、日割りでの引きまたは増額はいたしません。

※食事及び宿泊に係る費用その他介護保険の給付対象とならないサービスは別途となります。

《基本料金》

地域区分別単価 5級地 1 単位=10.55 円

要介護度	基本単位	利用料金	1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合
要支援 1	3,450 単位	36,398 円	3,640 円	7,280 円	10,919 円
要支援 2	6,972 単位	73,555 円	7,355 円	14,711 円	22,066 円
要介護 1	10,458 単位	110,332 円	11,033 円	22,066 円	33,100 円
要介護 2	15,370 単位	162,154 円	16,215 円	32,431 円	48,646 円
要介護 3	22,359 単位	235,887 円	23,589 円	47,177 円	70,766 円
要介護 4	24,677 単位	260,342 円	26,034 円	52,068 円	78,103 円
要介護 5	27,209 単位	287,055 円	28,705 円	57,411 円	86,116 円

《加算料金》

※該当している場合のみ算定

加算項目	単位数	加算要件等
初期加算(30日以内)	30単位/日	事業所に登録した日から、30日間取得できる。
認知症加算(Ⅲ)	760単位/月	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して、ケアを行った場合に取得できる。
認知症加算(Ⅳ)	460単位/月	要介護状態区分が要介護2であり、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する方に対して、ケアを行った場合に取得できる。
訪問体制強化加算	1000単位/月	訪問サービスを200回/月以上かつ、サービスを提供する常勤の職員が2名以上いる場合に取得できる。
総合マネジメント加算(Ⅰ)	1200単位/月	事業所内の他職種間での援助計画を見直す体制をとり、地域活動への参加の機会を確保する取り組みが行われている場合に取得できる。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350単位/月	従業者の総数のうち、常勤者の総数が60%以上の場合に取得できる。
科学的介護推進体制加算	40単位/月	科学的介護情報システム(LIFE)を通し機関への情報提供を行い、フィードバックされた情報をサービス計画やサービス提供の見直し等に活用している場合に取得できる。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月当たりの総単位数の14.6%に相当する単位数/月	直接介護に携わる職員等に対し定められたキャリアパス要件を満たし職場環境等要件に定められた取り組みを行い、取り組みの見える化を行っている場合に取得できる。